

「ウォーターPPP」への対応(水道編)

「ウォーターPPP」とは

政府は、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」(以下「アクションプラン」という。)において、公共施設等運営事業(コンセッション事業、[レベル4])と、複数年度・複数業務による民間委託[レベル1~3]に更新を加えた管理・更新一体マネジメント方式([レベル3.5])を包括した概念とする「ウォーターPPP」を示しました。

これは、水道、工業用水道、下水道について、2031年度(令和13年度)までの10年間の目標件数を定め、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図るといものです。

この「ウォーターPPP」の要件には、①長期契約(原則10年)、②性能発注を原則、③維持管理と更新の一体マネジメント(更新実施型と更新支援型の選択)、④プロフィットシェアの仕組みの導入、が示されています。さらに、国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定すること、地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能であること等が示されています。

③の「維持管理と更新の一体マネジメント」の基本方式として、更新実施型と更新支援型の2つが示されています(図1)。

更新実施型は民間事業者と地方公共団体がPFI事業契約を締結し、民間事業者と維持管理受託企業が委託契約、更新工事請負企業が請負契約をそれぞれ締結します。

更新支援型は民間事業者と地方公共団体が委託契約を締結し、民間事業者と維持管理受託企業が委託契約を締結しますが、更新請負工事は地方公共団体と請負企業が請負契約を締結し、民間事業者は更新計画書の作成やピュア型CM方式*等により更新事業に関与します。

地方公共団体から民間事業者への支払いは、更新実施型はPFI事業契約に基づくサービス対価として、更新支援型は委託費として行われます。

運転・維持管理における官民連携

水道事業においては、従来から浄水場等の水道システムを構成する施設の運転管理や維持管理について、職員数の減少(人材確保が困難)や技術継承等の諸問題に対応するため、個別委託(従来型業務委託)として、夜間休日の運転管理や設備点検等は実施されており、官民連携による民間等の技術力が活用されています。

さらに、個別委託(従来型業務委託)では、委託可能な業務範囲が限定されることや、長期的な業務委託がされておらず非効率であるなどの課題もあり、水道法に規定される第三者委託や包括的な業務委託等も実施されてきました。

また、広域化を段階的に進めていく一環として、まず第三者委託等の実施により技術的業務の一元化を図り、その後、経営統合、事業統合等の広域化を進めることも考えられます。

この「ウォーターPPP」は、運転・維持管理に関するPPP手法の選択肢が増えたものと考えられます。

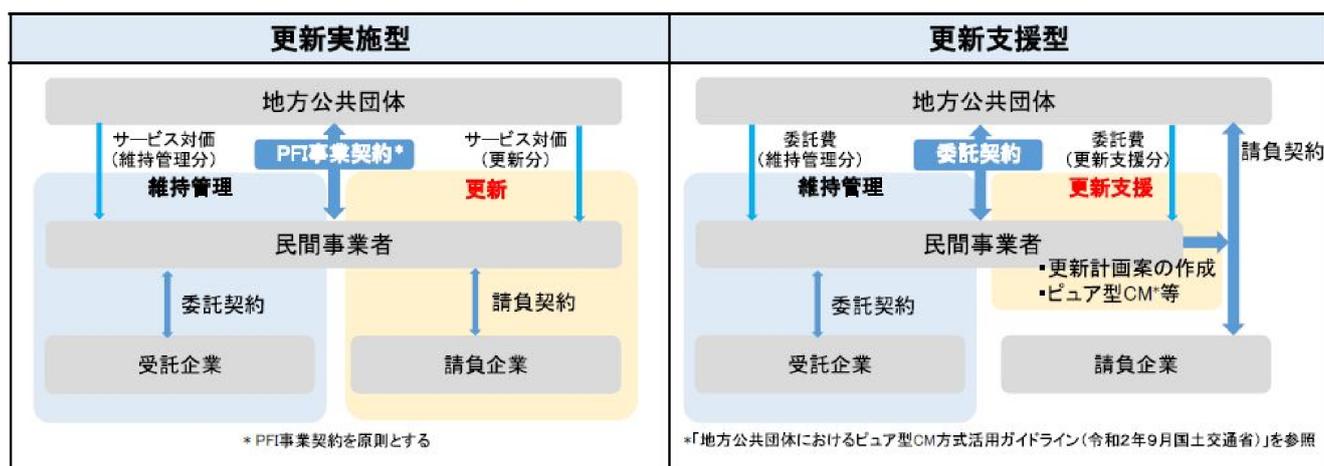


図1 更新実施型と更新支援型のスキーム

国土交通省「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」第33回検討会資料を加工して作成

* ピュア型CM方式：建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性をたもちつつ発注者の側にとって、設計・発注・施工の各段階において設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務全部または一部を、発注者の補助者・代行者として行うものである。

出典：国土交通省「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」第33回検討会資料

●● PPP導入検討の進め方

ウォーターPPPの検討の進め方も従来のPPP手法と同様の考え方で進めていくことができると考えます。第三者委託を含む包括委託(更新を含むことも可能)の進め方を示します。

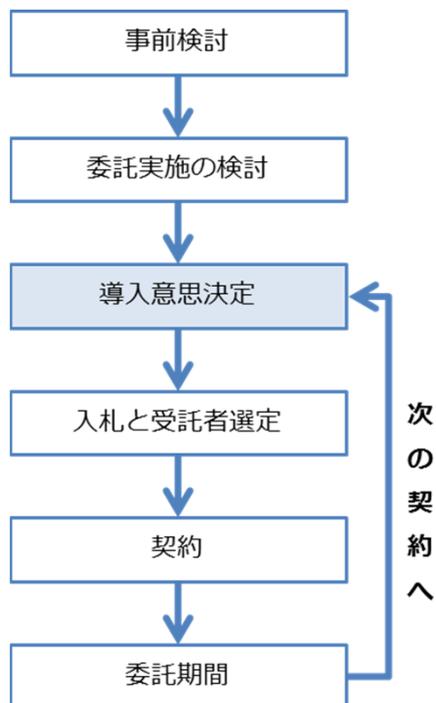


図2 一般的な運転・維持管理委託(第三者委託)の進め方
厚生労働省「水道事業における官民連携に関する手引き」を加工して作成

●● コンサルタントの役割

ウォーターPPPにおけるコンサルタントは、アドバイザー・コンサルタントとして発注者支援の役割と、民間事業者の一員あるいは更新支援の委託を担う役割があります。発注者支援のアドバイザーは、従来のPPP業務でのノウハウや実績を生かして対応ができます。

一方、民間事業者の一員としての役割を担う場合、ウォーターPPPには、更新実施型と更新支援型があり、コンサルタントの役割は大きく異なります。

更新実施型は、従来のPFIやDBOと同様に、コンサルタントは、民間事業者グループの一員として主に設計を担う場合が多いと考えられます。

更新支援型は、民間事業者グループの中で更新計画案の作成やピュア型CMを担うものが必要となります。これは、従来から更新計画作成や工事監理(発注者を支援する立場での監理業務)を担い、そのノウハウ、経験等を有しているコンサルタントの役割であると考えます。

ウォーターPPPにおいては、維持管理業務や更新が主要な業務であることは言うまでもありませんが、更新支援型の場合には、更新計画の内容が別途発注される更新工事や対象となる施設及び設備の維持管理業務にも大きく影響を及ぼしますので、更新支援の委託業務である更新計画案の作成は、非常に重要であると考えます。

このようにウォーターPPPの更新支援型を選択された場合には、特にコンサルタントの役割や位置づけの仕方によって、ウォーターPPP事業の成功を左右するとも考えられますので、民間事業者グループの参加要件の検討にあたっては、必要なノウハウ、業務経験等を考慮することが重要であると考えます。

●● 日水コンのノウハウ

内閣府Webサイトには、ウォーターPPPの参考となる事例として、「維持管理と更新(もしくは更新支援)を複数年に渡り一体的に民間に委ねている事例」が示されており、そこに示されている水道の二つの例(群馬東部水道企業団、荒尾市)は、いずれも当社がアドバイザー・コンサルタントとして水道事業者をご支援したものです。

●● 「ウォーターPPP」への対応

アクションプランには、重点分野の目標として2031年度までに具体化を狙う野心的な事案件数のターゲットを設定し、案件形成の加速化を図るとし、水道分野での100件の具体化が目標として掲げられています。

当社では、これまでのノウハウを生かし、また、当社下水道部門と連携を図り、これまでのPPP案件支援と同様に、「ウォーターPPP」への対応にも寄与できるものと考えています。

